

まんが喫茶・インターネットカフェ等
営業各社代表者 様

京都府府民労働部長

青少年を取り巻く社会環境の整備に向けた取組の徹底について（通知）

晩秋の候ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、京都府の青少年健全育成に係る施策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、京都府では7月の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」に、条例及び自主的努力基準の遵守・実施状況の確認及びそれらに係る指導・啓発を主な目的として、府内の営業店舗等1,141件の一斉立入調査を実施しました。

その結果、まんが喫茶・インターネットカフェ等では、調査した49店舗のほとんどすべてが深夜営業をしており、そのうち条例で義務づけられている青少年の深夜入場拒否の掲示をしていない店舗が3割、深夜に青少年に帰宅を促していない店舗が1割ありました。

また、インターネットを利用できる店舗が8割あり、そのうち青少年の有害情報の視聴を防止するための対策を講じていたのは、フィルタリングソフトを活用している店舗が2割、レジ等からモニター画面を監視できるように端末を配置するなど、フィルタリング以外の方法をとっている店舗を含めても5割にとどまりました。

なお、有害図書類を閲覧できる店舗が5店あり、そのうち4店では条例に定める区分陳列が適切に実施されていませんでした。

つきましては、下記の条例の規制等の遵守及び自主的な取組をお願いします。

記

条例の規制等

- 1 興行者等（まんが喫茶、インターネットカフェ等の営業者を含む）は、青少年を深夜（午後11時から午前4時まで）に、興行場や営業の場所に入場させてはなりません。
- 2 興行者等は、見やすい場所に青少年の深夜入場拒否の掲示をしなければなりません。
- 3 深夜に店舗・敷地内にいる青少年に対して、帰宅を促すよう努めなければなりません。
- 4 有害図書類（ビデオ、DVD及びゲームソフトを含む）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはなりません。
- 5 有害図書類は、条例に定める方法により他の図書類と区分し、青少年に販売、貸付け等が禁止されている旨の掲示をした場所にまとめて陳列しなければなりません。
- 6 インターネットを公衆の利用に供する者は、フィルタリングソフトの活用その他の方法により、青少年に有害な情報を閲覧・視聴させないよう努めなければなりません。
- 7 飲酒・喫煙等の不健全な行為が青少年によって行われることを知りながら、場所の提供等をしてはなりません。

自主的努力基準

- 1 飲酒、喫煙等青少年の健全な成長を阻害する行為が行われないう定期的に店舗・敷地内の巡回を行う。
- 2 条例の趣旨を踏まえ、深夜、青少年に対し、積極的な声掛けを行い、保護及び善導に努める。
- 3 客席に仕切りを設けて周囲を囲う場合は、密室状態にならないよう、内部の見通しを確保する。
- 4 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、次のような自主的努力を行うものとする。
 - (1) フィルタリングソフトを利用した青少年のための専用パソコンを設置するなど、有害情報の閲覧、書込みの防止に努める。
 - (2) 青少年の利用状況に応じて見回りを行う。
 - (3) 青少年が有害情報に接続してはならない旨の表示を行う。
- 5 従業員に対し、条例の趣旨を徹底するよう教育及び研修に努める。